

NEWS

吉村敏男
後援会
ニュース

Vol.9

吉村敏男後援会事務所

〒820-0082 嘉穂郡穂波町若菜52-1 Tel.0948(23)1210
<http://homepage3.nifty.com/toshio-y/>

風を通そう!

嘉穂郡山田市選出
県議会議員

吉
村
敏
男
よ
し
む
め
い
と
あ



2004年5月

吉村 敏男

予算特別委員会

イラクへの自衛隊派遣について

今年2月、イラクへの自衛隊派遣が承認され、すでに現地では、自衛隊による復興支援活動が展開されています。私たちは、イラク復興支援ではフランス、ドイツ、ロシア、中東諸国などが参加できる国際協調体制を国連主導で整え、早期にイラク国民の政権ができるよう、わが国も外交努力をするべきだと主張してきました。テロに屈してはならないことは当然のことですが、大量破壊兵器が発見されないなど、イラク戦争の「大義」が根底から揺らぐ中、政府は未だ自衛隊派遣の正当性について、国民に充分説明していません。アメリカの公聴会でクリントン時代からテロ対策の責任者だったリチャード・クラーク氏は「イラク戦争はテロの戦いとほとんど関係なく、ブッシュ政権高官が9.11を口実にフセイン政権を変えるために仕組んだことだ。イラク侵攻で米大統領はテロとの戦いを台無しにした。(マスコミ報道)」と証言。現地ではテロ組織やイスラム過激派にとどまらずシーア派や逊ニ派との全面衝突など、泥沼化の様相を見せてています。また、4月8日に発生した、日本人5人の人質事件は、脅しに対する毅然とした姿勢や、イラク聖職者などの努力により4月17日までに5人全員が解放され、無事救出を心から喜びたいと思います。しかし現地の状況は、イラク特措法を前提としてもすでに「非戦闘地域」の区分が益々曖昧となり、状況次第によっては、海外での武力行使や集団的自衛権の行使を禁じた憲法に違反する恐れがあり、世論は今も完全に二分されています。私たちは当面、わが国は自衛隊の安全確保と、早期完全撤退、早期のイラク人への主権の移譲、国連を中心とした支援体制確立に向けた外交努力を強化することの必要を強く訴えます。

遅くなりましたが、「NEWS vol.9」をお届けします。

今号では3月定例県議会における私の代表質問と、同時に開催された予算特別委員会の質問の内容を中心に報告します。昨年末の第5回県議会活動報告会も700人以上の御出席により大盛会の内に終了し、街頭報告も通算612回となりました。体力、気力共々充実し、毎日元気に飛びまわっています。今後共、本会議や各種委員会を始め、日常活動に全力を傾注して頑張ってまいります。

皆様の変わらぬご指導とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

マニフェストの実現による県政の推進と 財政の確立について



○定例会における福岡県政クラブ代表質問

Q:吉村敏男 質問

A:麻生 渡知事 答弁

(質問・答弁とも要旨のみ)

県政推進の基本姿勢について マニフェスト

知事は、今議会の議案説明の中で激しく揺れ動く内外情勢に触れ、「地域経済の振興と雇用の創出」をはじめ、6つの重点施策を柱とする来年度の県政推進の方針を示され、さらに、「目標を明らかにし、達成度を測るために」として、159のマニフェストを掲げ、第3期県政を推進されています。マニフェストは言うまでもなく、県民と知事との約束であり、その達成度は麻生県政の評価に直結するものです。従って、今後もマニフェストの着実な実行が強く求められていることは言うまでもありません。そこで以下の点について、お尋ねします。

Q1 平成15年度を達成年度とする39件のマニフェストの達成状況をどのように判断するか。またマニフェストに掲げている159件についての着手状況や全体の進捗状況について、どのように評価するか。

Q2 とりわけ県民の関心が高い「新雇用8万人の創出」について、第3期県政の初年度が間もなく終わるが、今年度及び来年度のおおむねの雇用創出について、知事はどのような認識をお持ちか。

Q3 知事のマニフェストの内、平成16年度以降を達成年度とする施策・事業について、新年度予算編成の中ではどのように反映されているのか、またその結果、平成16年度末の達成見通しはどうなるか。

A1 マニフェストに掲げたすべての項目について既に着手している。平成15年度を目標年度とする項目については、概ね達成されつつある。今後とも、マニフェストの実現に向け、全力を挙げる。(全体の進捗状況について答えていない)

A2 景気は上向きつつあるが、雇用の改善には至っていない。雇用の拡大には、雇用の大半を占める中小企業の活性化が不可欠であり、「元気フクオカ資金」を創設した。また、北部九州自動車100万台生産拠点などの21世紀の成長分野プロジェクト及び関連企業の誘致や新生活産業育成需要拡大に取り組む。さらに、労働力需要のミスマッチ解消対策などを実施し、雇用創出を図る。(具体的雇用創出数が明らかになっていない)

A3 マニフェストは県政の各分野に亘っており平成16年度分も、それぞれの項目に対応したきめ細かな配分を行っている。(平成16年度の達成見通しを答えていない)

行財政改革について

提案されている来年度予算案は、国のいわゆる三位一体改革の初年度の予算案ですが、国庫補助負担金の1兆円削減に伴う税源移譲が不十分な中、昨年末に国が地方と事前調整せず、一方的に臨時財政対策債を含む12%の交付税削減を決定した結果、本県の一般会計歳入歳出規模は、対前年度比3年連続マイナスの1兆5,121億円となりました。交付税等の対前年度426億もの大幅な歳入減は、財政構造改革プランに基づく改革による歳出の抑制措置後もなお不足する356億円については、財政健全化債の発行や3基金の取り崩しによって、収入の均衡を図るという、厳しい予算編成となっています。そこで、以下の点についてお尋ねします。

Q1 三位一体改革は、国庫補助負担金の廃止、地方交付税の総額抑制、税源移譲という改革を同時に進めることとされている。交付税の減額措置も当然予想された。知事は記者会見で基幹税移譲の実施を一度は評価しており、今回の国との関係と結果において、どのような反省点があるか、素直な見解を。

また三位一体改革は、あと2年間続く。今回の国のやり方は、補助金削減や税源移譲には消極的で、交付税削減を先行させるという構図。結局、国、県、市町村の役割の議論が抜け落ちたまま、単に借金の付け替えだけに終わってしまう恐れがある。この状況を知事は、どのように認識し、現状打開に向かう行動されるのか。

A1 三位一体改革の実施にあたっては、地方の意見を尊重し、眞の地方分権に資する改革となるよう、これまで一貫して訴えてきた。

今回、所得譲与税が創設され、基幹税による税源移譲の道筋が開かれたことは、その大きな成果。

しかしながら、地方交付税等について事前の十分な議論もなく、12パーセントも大幅に削減し、地方団体の財政運営に大きな混乱を生じさせたことは、誠に遺憾と考えている。

それに対し九州地方知事会長として、「三位一体改革に対する緊急提言」をとりまとめ、小泉首相などに対し要請活動を実施した。

また、5月には列島縦断シンポジウムを開催し、三位一体改革の意義を広く訴え、国民運動的に盛り上げていく。

経済財政諮問会議は、三位一体改革の全体像を本年6月を目指してまとめる方針を示しており、これに向け眞の地方分権に資する改革となるよう、積極的な活動を行う。



本県では平成14年に財政構造改革プランを策定し、財政の健全化に取り組んでいる。しかし今回の三位一体改革の結果、来年度予算編成では、計画を上回る358億円の改革効果を確保しても、なお356億円の財源不足となった。財改プランは、その「見直し」の項で、「経済情勢や制度が大きく変動した場合は、必要に応じて見直す」とされている。計画と現状に著しい乖離があり、なおかつ、平成18年度までの三位一体改革の計画期間を考えれば、この際、プランを見直す考えはないのか、財改プランの現状認識も含め、見解を。



県債残高は、毎年1,000億円以上のペースで増え続けており、来年度末で約2兆3,883億円と見込まれている。この状態で推移した場合、県債残高のピークは何年頃、いくらぐらいと想定しているのか。

雇用対策について

本県の完全失業率は、昨年10月から12月までの推計値で6.6%となっており、依然厳しい雇用状況が続いている。平成12年に改正雇用対策法が施行され、自治体にも雇用対策を実施する努力義務が課せられ、昨年は職安法が改正され、自治体が無料職業紹介活動を行うことができるようになりました。県が、国や市町村と連携し、雇用の場の創出から職業紹介までを一貫して行えるようになったことの意義は大変大きいと思います。そこで本県の雇用対策について、以下の点について質問します。



昨年1月、県は知事を本部長とする雇用対策本部を設置し、雇用対策を県政の最優先すべき重点課題と位置づけ、「新雇用8万人の創出」を目標に取り組んできた。1年が経過したが、雇用状況は改善したとは言いがたい状況。この間、雇用対策本部で、どのような活動が取り組まれたのか。また、新年度はどのような方針の下、雇用対策に取り組まれるのか。



昨年3月、県、連合福岡、県経営者協会の3者のトップ会議である雇用促進政策会議が開かれた。3者のトップが共通認識に立ち、それぞれの立場から雇用対策にあたることは大変意義がある。しかし残念ながら15年度は未開催。今日の雇用問題は、構造的で、簡単な問題ではないだけに、一時的な取り組みではなく、中・長期的な視点から継続的に取り組むことが大切。

雇用促進政策会議について、知事はどのように評価し、今後どのように活用されるのか。



市町村が窓口となり職業紹介事業を展開することは有効な手段。県内市町村の職業紹介事業の実態については、どのように把握し、また市町村との連携、支援については、どのように考えているか。



全国の15歳から24歳までの若年層の失業率は9.9%、昨年12月末の県内新卒者の就職内定率は高卒で53.8%、大卒は46.0%という、極めて深刻な事態。在校時からのきめ細かな対策と精力的な取り組みが必要。具体的にどのような対策を講じるのか。

本県の人口見通し



本県の人口見直しの実態は、平成9年に策定された福岡新世紀計画において「平成22年(2010年)には、520万人程度に達し、その後しばらく緩やかながらも人口増加が続く」と予想。

しかし、本県の総人口は平成11年に500万人を超えて、微増しているものの、人口問題研究所の推計でも、平成27年(2015年)の515万人をピークに、人口は減少に転じると予想されている。本県では少子化の急激な進行により県立高校の再編統合が実施されているが、一方で、例えば下水道などの全体普及計画は、平成17年から32年の目標年次の計画行政人口は、約595万人とされている。各課がバラバラに業務内容に応じた人口見通しを示している現状を、どのように認識しているか。



三位一体改革により地方財政の枠組みが大きな転換期を迎える、経済情勢や税収の動向などが大きく変化している中で、今後の収支を正確に見通すには不確実な要素が多い。

しかし、平成18年度までの収支を見通すと、今回実施された地方交付税等の抑制措置が今後とも継続するものと考えざるを得ず、その結果、財源不足額が拡大し、平成19年度以降の予算編成に支障をきたすことも予想される。

従って、平成19年度以降も予算が安定的に編成できるよう、少しでも多くの基金を確保していく努力をする必要がある。このため、プロジェクトチームを設置し、財政構造改革プランに掲げる改革措置に加えて、見直しや点検を行い、平成18年度までに一般財源で200億円程度の効果を上げることを目標に取り組む。



今後の県債発行額については、建設事業の規模や国の地方財政対策などにより、大きく変動することから、県債残高のピークを見込むことは困難。県債の償還負担が今後の財政運営に支障を与えることのないよう、財政状況等に応じて、抑制を基調とした適切な県債の発行に心がける。



雇用対策は県政の重要な課題であることから、「新雇用8万人の創出」や求職者に対する総合的な就職支援など、雇用状況の改善に向け、全庁的に取り組んできた。16年度も、引き続き、このような取り組みを一段と加速させるとともに、若年者や求職者に対する新たな就職支援対策にも取り組む。



雇用対策に総合的に取り組むためには、政労使の協力のもと、雇用の確保と創出を図ることが重要であることから、雇用促進政策会議を設置している。

今後も、本会議において、県の雇用対策の取り組みについての理解を深めていただくとともに、相互の意見交換を行い、連携の強化を図る。



平成16年度当初から職業紹介事業の実施を予定している市町村はないと聞いている。

今後も市町村に対し、情報提供を行い、事業の実施を検討する市町村については、相互連携をしながら、円滑に進むよう取り組む。



若年の失業者が多い現状を踏まえ、新たに「若年者しごとサポートセンター」を開設し、この中で、企業、学校等との幅広い連携・協力の下、在学中の職業意識形成をはじめ、人材育成と就職活動の支援のため、様々な事業を実施して就職促進を図る。(H.16年度、経済産業省より本県を含む15道府県がモデル地域に選定された)



現在の人口見通しは、平成9年に作成した。しかし、その後出生率が予想より下回っており、現実に合わなくなっている。今後は最新のデータを用いて、県の長期計画を作る際に、定期的に推計することを検討する。(この件は、今議会中に開催された予算特別委員会でも取り上げ、結局、平成17年度から毎年、必要に応じて人口見通しの見直しが行われることになった)

県住宅供給公社

Q 昨年6月の北海道公社に続き、今年に入って長崎県公社、千葉県公社が経営破たん。他県の状況から県民の関心が、本県公社の財務面にあることは言うまでもない。

そこで、県公社は将来に向かって、健全かつ安定した経営体質への改善が図られるかどうか、この際、県民に対し詳しく説明する必要がある。また、先月も石原大臣の「公社の役割は終わった」などの発言があり、知事は住宅公社が今後担うべき役割について、どのような見解をお持ちか。

A 本県公社は、平成14年度、繰越欠損金を計上したが、資本の部は27億円の資産超過になっており、その財務は健在であると考えている。

また、分譲事業資産の販売促進や家賃滞納対策、管理コストの縮減などの経営努力を重ね、さらに、市街地に優良な賃貸住宅資産を多く抱えており、それらを有効に活用していくことで、財務体質のさらなる強化が図られると考えている。

また現在、市場活用住宅施策検討委員会において、少子高齢社会に対応した高齢者向け賃貸住宅や子育て世帯向け賃貸住宅の供給等、現下の重要課題に対応した公社が担うべき役割を検討しており、今年度末の同委員会の報告を参考に、その役割について方向を見出したい。

福祉・医療行政について

新・障害者福祉長期計画の策定

10年間を計画期間とする「県障害者福祉長期計画」および、5年間を計画期間とする「ふくおか障害者プラン」が、いずれも今年度で終了します。昨年からの「支援費支給制度」は、その前提となるサービス基盤の整備が極めて不十分と言わざるをえず、また、平成17年度の介護保険の見直しでは、障害者も対象にするかどうかの議論が始まり、今、障害者福祉をめぐる状況は大きな転換期を迎えていたと言われています。

このような状況下、現在策定が進められている「新長期計画」や「新プラン」は、今後10年間にわたる本県の障害者施策の基本方向を示すものであり、極めて重要なことは云うまでもありません。そこで、以下の点についてお尋ねします。

Q1 「県障害者福祉長期計画」の計画終了を迎えるにあたり、本県の障害者施策総体の推進について、どのように評価し、どのように総括しているのか。

同じく計画終了を迎える「障害者プラン」の26項目の数値目標は、どれだけ達成できたのか。もし、達成できていない目標があるとしたら、今後どう取り組むのか。

A1 県は、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の方々の自立と社会参加の促進に向けて、在宅・施設福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進、雇用・就業の促進など、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきたところであり、概ね計画の趣旨や目標に沿った施策・事業の展開を図ることができたものと考えている。

また、「障害者プラン」の26の重点施策は、平成15年度末で、ホームヘルプなどの在宅福祉サービスが平均95%、身体障害者療護施設などの施設福祉サービスが85%の達成状況となる見込み。

未達成の施設サービスの整備は、現在策定中の障害者プランに、重点施策として掲げることとしている。

県立病院改革

県立病院改革については、昨年11月に「移譲先等検討委員会」が設置され、平成17年春の実施を目標に、先行する朝倉・遠賀・太宰府3病院の移譲と公設民営化に向けた取り組みが、鋭意進められているものと思います。

知事は、昨年12月議会で、「委員会の意見は年明けにも取りまとめられるものと考えており、これらの検討結果を参考しながら選定作業を進めていく」と答弁されました。言うまでもなく、病院改革は患者や地元住民、自治体はもとより、関係する県職員の理解と協力がなければ進みません。実施まで、あと1年という大切な時期を迎え、これまで以上に県の真摯な対応が強く求められています。そこで以下の点についてお尋ねします。

Q1 移譲先及び指定管理者の選定について、検討委員会ではどのような審議が行われ、どのように取りまとめられたのか。また、それを受けた知事は、どのような基準で選定されるのか。

A1 移譲先団体及び指定管理者の選定は、移譲先等検討委員会において、引き受け法人の範囲や評価項目など基本的事項について、これまで4回にわたって検討・協議が重ねられており、現在、意見のとりまとめが行われている。

これらの意見を参考に選定作業を進めていくが、選定にあたっては、地域医療の維持・向上という視点に加え、職員の雇用確保についても重要な要素であると考えている。

Q2 病院改革計画では、指定管理者の指定や資産の譲渡等にあっては、関係条例を制定することになっている。残された時間を考えると、関係者の理解と協力を得、スムーズに事態を進めていく上で、時間的に間に合うのかと心配。関係条例の提案の時期については、どのように考えておられるのか。

Q3 県の医療行政全体から見た場合、病院改革は単に3病院を17年春に民営化するということではなく、改革とあわせて県民の新たな医療ニーズに、本県がどのような方針で臨んでいくのかという視点が重要。その為には存続させる嘉穂・柳川両病院の役割が明らかにされる必要がある。でなければ、地域住民や患者の不安感は拭えず、現場の職員の意欲をそぐ結果にもなりかねない。知事の所見は。

A2 朝倉、遠賀病院の移譲、太宰府病院の公設民営化については、平成17年春の実施を目標として、鋭意検討を進めている。

関係条例についても、準備等に要する時間も考慮の上、できるだけ早期に提案ができるよう取り組みを進めたい。

A3 嘉穂、柳川病院については、先行病院の進行状況等を勘案し民営化を行うこととしているが、当面、医療の充実や経営改善が必要であり、必要な医療機器の整備や地域医療機関との連携強化などに努めたい。なお、今後の県の医療行政は、医療の安全と質の向上、県民に対する情報提供の充実などに重点を置いていく必要があると考えている。

環境問題について 産廃処分場問題

昨年11月、築上郡椎田町の産廃処分場建設をめぐる、地元住民による処分場の建設・操業の差し止めなどを求めた控訴審判決で、福岡高裁は産廃事業者に建設や操業の禁止を命じた一審判決を支持し、事業者側の控訴を棄却しました。

そして先月18日、やはり産廃処分場の建設・操業差止めをめぐって、地域住民と事業者が本訴で争っていた、田川郡川崎町大ヶ原の裁判の判決が示され、仮処分に続いて住民側の主張が全面的に認められました。

残念ながら、現在県下で発生している産廃問題は、いずれも県の主体的な関与と指導力に疑問を感じる内容ばかりです。そこで、県の産廃問題における指導力と主体性の確立のため、以下の点についてお尋ねします。



Q1 川崎町大ヶ原の判決を受けて、地元住民が、県が1995年に出した産廃施設の設置許可の撤回を求めている件について、知事は、この判決をどのように認識し、紛争の早期解決に向けてどのように判断されるのか。

Q2 福間町と事業者が産廃処分場問題で、県が仲介した公害防止協定をめぐり、先月、町側が福岡地裁に訴訟を起こした問題について。事業者の主張の根拠が、県が平成13年に出した、平成18年11月までの埋め立て処理の許可。この処分場をめぐっては、長年、町と事業者が対立しているのに、なぜ、業の許可を出す前に公害防止協定を締結している町と調整や協議をしなかったのか。二つ目は、今回の訴訟は県紛争予防条例に基づく、町と事業者の協定に法的拘束力があるかどうかが最大の争点となっている。基本的に公害防止協定に法的拘束力はなく、協定違反そのものが法律違反ではないという県の立場なら、紛争予防条例はどのような目的で作られたのか、どのような紛争の予防及び調整を想定しているのか。

Q3 筑紫野市の産廃処分場問題で、県は昨年10月、業の許可申請書について、中間処理業については許可、最終処分業については不許可としたが、地元住民は、昨年12月に「県の決定の取り消しを求めて」、環境大臣宛に「行政不服審査請求書」を提出した。これは、県が住民の素朴な問い合わせに答えていないからだと思う。その一つが、廃棄物処理法が業務取り消しの要件としている「法律違反の累積」。許可品目外の違法埋め立てや、危険なガス発生、有害物質の流出などが、「違反累積による業務取り消しにあたらないのか」という点について、県は「法律違反ではない」と言っている。知事は法律違反の累積による許可取り消しは、一体どのような場合を想定されているのか。

二つ目は、筑紫野市が昨年12月、許可区域を超えた16,695m²の土地に、大量の廃棄物が不法に埋め立てられている可能性が非常に高いと指摘し、早急に許可区域の境界を復元の上、埋め立て物の撤去を含む、行政処分等の適切な処置を要望している件について、その後、どのように対応しているのか、また許可を上回る埋め立て量について、住民側と県の主張の大きな差は、これが原因ではないのか。

三つ目は、許可された中間処理業は、従前は24トンで、許可後は200トンに増量。この中間処理の、住民側から見た問題点は、選別後、平均40%が「自社物」として、処分され「選別が脱法行為として利用されているのではないか」という点。中間処理の選別について、どのように認識しているのか。

Q4 筑穂町内住の産廃処分場をめぐっては、昨年5月、筑穂町民約4,600人が処分場の操業停止と、許可外産廃の完全撤去を求めて、福岡地裁裁場支部に仮処分を申請。その後、裁判官が処分場の安全性を証明するよう求めたことに対し、業者側は審問の中で提出した準備書面で、県が実施したダイオキシン類の測定調査結果等を基に「安全性が証明された」としている。業者側が県の調査結果を使うことは自由だと思うが、住民側にとっても、県の調査結果が審問の最大の争点である「処分場の安全性」の証明に使われた以上、その調査内容について、県に対し詳しく説明を求めるることは当然。ところが県は、昨年11月に簡単に説明した後、詳しい説明会の開催を求める住民に対し、「すでに説明した」「裁判中」との理由で、申入れを拒否している。

住民の不信感、不安感の解消のため、むしろ積極的に説明会を開催するべきだと思うが、知事の判断は。

A1 この判決は、民事上の紛争について、一審判決が出されたものであり、県が行った許可に直接、影響を与えるものではないと考えている。

事業者は控訴しており、判決としては確定していない。

A2 処分業の許可の更新は、法に定める許可基準に照らして審査し、要件を満たしていたことから許可を行った。更新の許可期限については5年と定められている。このことについては、町に対しても説明を行った。

この処分場に関しては、これまで、町と情報交換や協議を行ってきており、事業者に対して町と締結した協定の遵守について、文書により、強く指導している。

また紛争予防条例は、産業廃棄物処理施設の設置に際して、環境影響調査の実施や周辺住民の環境保全上の意見を求める手続などを定めることにより、設置者と周辺住民との紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的としている。

また、当該条例では、設置者による説明会の開催や住民の意見に対して設置者が見解を示す手続を通じて紛争の予防や調整を図ることとしている。(質問の主旨をはぐらかしている)

A3 違反事実の内容、また、県の指導への対応状況を踏まえ、事案ごとに検討していく必要があると考えている。

例えば、県の指導に対し、一向に改善が見られず、誠実な対応が図られない場合が想定される。

また当該処分場は、まず、許可を超えた過積み廃棄物の是正措置を執らせており、許可区域以外については、この改善対策の実施状況を見ながら、実態を把握してまいりたい。

また、許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の量が住民側の主張と差があるということについて、県では、事業者からの報告を受け、県も現地測量等を行って確認したもの。

さらに中間処理業者が排出した廃棄物を自らが設置する最終処分場で処分することは、自己処理に当たり、廃棄物処理法上適法なもの。

県では、こうした一連の処理の過程で法に基づく諸基準が適正に遵守されるよう立入監視を行っており、今後も的確に監視、指導する。

A4 当該処分場について、法に定められている維持管理基準に基づき浸透水のBOD及び有害物質について検査を実施している。また、住民の要望に基づき排出ガスの悪臭調査を実施した。

さらに、ダイオキシン類についても、高濃度で検出されたとの報告があり、県でも確認の調査を行った。

これらの調査の目的及び調査結果についてはその都度情報提供するとともに、必要に応じ町や住民に対し説明してきた。(説明が不充分だから詳しい説明会の開催を求めていたのに答えていない)



今まで述べてきた事例は、住民や市町村が産廃処分場をめぐり、業者との間で生活権、生存権を盾に安心・安全の生活を確保する行動の中から発生した問題。しかし、最終的には県の指導、調整、処分を不服として、いずれも裁判所に判断を求めたり、環境省へ不服審査を申し立てる事態になっている。産業廃棄物行政という、県政全体の数パーセントの分野で、県の対応に異議を表明し、これほど多くの不満が具体的行動となる事態はやはり異常。知事はこうした事態をどのように認識し、今後どう問題解決に向けて取り組まれるのか。



現在、安定型産業廃棄物処分場をめぐっては、全国各地でその安全性をめぐって問題が発生している。単に素掘りで、埋め立て後も覆土するだけで良く、法令上、遮水工や浸透水対策が規定されていない安定型処分場は、安定5品目以外の廃棄物が処分されると、その構造上、たちまち環境汚染の発生源となる。大ケ原の判決でも「安定5品目以外の廃棄物が混入しても、分別は極めて困難、これまでも有害物質が流出し、水質汚染が発生した実例が多い」と指摘。従って、この問題解決には安定型処分場の区別を廃止するしか方法がない。また、ダム等の水源地の上流に、無規制に産業廃棄物処分場が設置できることも問題。そこで国に対し、安定型処分場の区分廃止と産廃処分場の立地規制について、廃棄物処理法の改正を働きかけるべきだと考えるが、知事の所見は。



廃棄物行政に対する県民の不信感を払拭することは重要であると考えている。

このため、監視体制の強化を図るとともに、処理業者に対する指導監督の強化等を定めた産業廃棄物不適正処理防止条例や紛争予防条例の適正な運用などの措置を講じていている。

これらの対策と廃棄物処理法の厳正な運用により、廃棄物の適性処理の推進に努めたい。



廃棄物処理法は、数次にわたる改正強化が行われてきたが、適法に処分されても硫化水素ガス発生などの問題が生じている状況が見られる。

このため、安定型処分場における構造基準の改正強化や埋立可能な産業廃棄物の種類の見直しを図るよう国に要望している。

また、水道水源を目的とするダム上流部への立地についても、最終処分場設置に係る生活環境保全上の配慮事項を明確化するよう国に対して要望しており、今後も、機会を捉えて要望する。

教育問題について(児童の安全対策)

全国で学校への不審者侵入事件が後を絶たず、登・下校中の児童・生徒の誘拐事件も相次ぎ、福岡県では、7年前、春日市の小学2年生が登校中に誘拐事件に巻き込まれ、遺体で発見されました。この事件を契機として、福岡県では子ども110番の家が、急速に広がりを見せたところです。「開かれた学校」は、いつでも、誰でも自由に校内に人を入れることを意味するのではなく、あくまで、学校開放の際には、子どもの安全が最優先に確保されなければなりません。あわせて、登下校でも交通安全対策をも含めた、子どもの安全対策が最優先されなければなりません。そこで以下の点についてお尋ねします。

A:教育長 答弁



今年1月、教育長名で出された通知「学校緊急アピール 子どもの安全を守るために」について、子どもたちの現在の安全の危機及び、この時期に出した意義、その目的と有効性、そして、学校・地域・家庭の果す役割についての認識は。



子どもの安全確保は緊急かつ重要な課題であると認識しており、今回の緊急アピールは、学校安全に関する校内体制の整備や、危機管理マニュアルの実効性の向上などを指導したものであり、各学校における取り組みの一層の強化を図る。

今後は、家庭や地域において、安全確保のためのネットワークづくりや学校を支援するための組織づくり等も必要になると考えている。



全国の市町村の中には、文部科学省に先駆けて、登下校時や校内の見回りなどで、独自に地域ボランティア「スクールヘルパー」の組織化に踏み切っているところもある。いずれ全国での導入・展開が予想される、地域と連携した「スクールヘルパー」制度についての評価とあわせて、「スクールヘルパー」の各市町村教育委員会への奨励・啓発についての見解は。



子どもの安全確保に関して、家庭や地域、警察等との連携・協力の下、学校内外の巡回等を行うよう指導してきたが、より日常的・継続的な取り組みとして、スクールヘルパー制度などのボランティアの組織化は有効な方法だと考えている。

今後、このような地域ぐるみで学校の安全を推進するためのモデル事業を実施し、その成果を各市町村教育委員会や学校に対し、普及していきたい。



「子ども110番の家」が、登下校中の子どもに対する犯罪抑止効果に果してきた役割をどのように認識しているか。
また、「子ども110番の家」が、さらに地域と連携し、幅広く利用・活動するための、教育委員会の果たす役割は何か。



これまで、各学校において住民と連携したパトロールや登下校指導などが行われているが、地域の主体的な取り組みとして、子ども110番の家がすべての市町村に設置されており、子どもの安全確保に効果を上げてきたと考えている。

今後、県教育委員会としては、集団登下校時などに子ども110番の家を確認するなど、子どもへの周知を図り、幅広く活用されるよう、市町村教育委員会を指導する。

警察行政について(誌面の関係で要約)

A:警察本部長 答弁

県警察は過日、昨年の刑法犯の認知件数が5年ぶりに減少し、約15万4,800件(前年比8%減)、検挙件数は8%上がって24%であったと発表しました。昨年8月の県内における交番、駐在所の再編統合で大きな不安があつただけに、少し安心すると同時に、これは刑法犯が全国ワーストワンとなり、昨年を治安回復元年と位置付け、一丸となって取り組まれた結果であり、さらなる安心、安全の地域社会づくりを進める観点から、以下の点についてお尋ねします。



1 交番・駐在所の統廃合による県民の相談件数の変化。



2 地域の犯罪予防に重要な役割を果たしている駐在所連絡協議会の活動実態。



3 警察署協議会の具体的行動と成果。



再編前後5ヶ月間で約28%増加、相談段階で解決90%、事件化1%。



全交番・駐在所に設置、違法駐車の排除、非行少年対策などに取り組んでいる。



街頭犯罪等抑止対策などに取り組み、住民・警察一体となった夜間パトロールなどが実現している。

マニフェストについて、知事は昨年の6月議会で、「現在、政治不信、無党派、政治離れということが深まっている。これを打開する一つの方法として、公約点検の可能性、実行責任について、政治が明確にすることが、ぜひ必要。今回の選挙では、県政全般にわたり、可能なものは、数値目標を具体的に掲げる、いわゆるマニフェストを作成した。」また「政策がどう進んでいるのかを、できるだけ評価しやすくし、それによって県政に対する信頼を高め、3期目であり、自らの緊張感が特に必要と考えて、マニフェストにした。従って、その目標達成に全力を尽くす。」とお答えになっています。そこで以下の点について再質問します。

Q1 知事の答弁は、マニフェストそのものは、県の長期計画とは全く別物で、
麻生渡という、政治家として約束したものと言いつているように聞こえる。知事はこれまで、色々な機会にマニフェストに対する覚悟と決意を示している。再度、マニフェストの位置付けについての答弁を。

Q2 マニフェストの進捗と平成16年度の達成見通しについては、15年度を達成年度とする39事業については答弁しているが、既に着手されたとされる他の120件を含めた、全159件の進捗状況については答弁されていない。また、マニフェスト関連予算については、きめ細かな配分の結果、平成16年度末の達成見通しについては、どのように予想しているのかということであり、再度、答弁を。

Q3 新雇用8万人の創出について。質問の主旨は、県の達成に向けた取り組みについてではなく、平成15年度におよそ何人程度の雇用ができる、そして平成16年度は、何人程度の雇用創出を見込んでいるかということ。具体的な答弁を。

Q4 財政構造改革プランについては、知事も答弁の中で、三位一体改革による地方財政の枠組みや、経済情勢、税率動向の大きな変化を認識している。質問の主旨は、これらプランの前提となる要件が大きく変化し、計画と現状に著しい乖離がある以上、プランを見直すべきではないかということ。プランを見直すのか、見直す必要はないと考えているのか、明確な答弁を求める。

Q5 雇用対策本部の取り組みは、この1年間の取り組みが答弁されないまま、平成16年度の取り組みを示している。あらためて答弁を求める。また、雇用促進政策会議については、評価する旨の答弁。ではなぜ、1年間開催されなかったのか。

Q6 県立病院問題について、関係条例の提案時期と、時間的に間に合うのかと
いう点、さらに、17年春の目標達成について、知事の考えを再度尋ねる。

Q7 川崎町・大ヶ原産廃処分場の住民勝訴の判決内容は、「大ヶ原に、産廃処分場を建設、使用及び操業してはならない」というものであり、このことは県が行った「紛争予防条例」上の許可手続き、および許可に瑕疵があったと、間接的に指摘していると思う。そのため、9年の長期の紛争になっている。この紛争が早期に解決されるように、県はもっと努力すべきだと考えるが、知事の見解は。

Q8 紛争予防条例の目的は、その通りと思う。しかし、今回の争点は、「条例に基づく協定に法的拘束力があるかどうか」という、条例制定の最大の目的そのもの。県が云うように、「公害防止協定には法的拘束力がなく、協定違反は法律違反ではない」なら、「紛争予防条例制定の目的の半分が失われることになる」。知事は、この点について、どのような見解をお持ちなのか、条例を改正強化する必要はないのか。

Q9 筑紫野市の産廃処分場の法律違反の累積による許可取り消し要件について、
知事の答弁では違反がたびたび重なっても、その事態が改善されれば、それでよしとしている。しかし、廃掃法を素直に読めば、改善をしたかどうかではなく、違反を繰り返したかどうかを、判断の基準とするべき。見解は。また、筑紫野市が許可区域外に、廃棄物が不法に埋め立てられている可能性が高いと指摘している点について、市は具体的な字名、箇所数、範囲を示して、県に対し適切な処置を要望している。現地で現状を調査すれば、違反の有無など、すぐに判明すること。なぜ直ちに行動し、その有無を発表しないのか。

Q10 筑穂町の産廃処分場をめぐっては、住民が事業者を相手に裁判所に仮処分を申請している。その際、裁判所が求めた安全性の証明に対し、事業者が県の測定調査結果を引用した。そこで住民側が県に、その詳しい調査結果の説明を求めている。「なぜ県の測定調査結果が引用されたのか」と、言っているのではない。県の産廃行政に対する信頼回復のため、もう一度、住民が求めている説明会を開く気はないのか。

Q11 本県廃棄物行政の課題については、「廃棄物行政に対する県民の不信感を払拭することは重要」と答え、「その解決のため、法や条例の適正、厳正な運用を行う」という、極めて当たり前の答弁をされた。しかし、お尋ねしているのは、「それでもなお、これだけの訴訟に頼らなければ解決しない事態は、どこか異常で、どこかに欠陥がある」ということ。知事は、この事態をどのように受け止めているのか。

A1 マニフェストは私の政治公約であり、作る際は、県の長期計画の策定に反映させる。それが実行されるように行う。

A2 マニフェストで、いつ着手すると具体的に示しているものは、着手する方向で進めている。平成16年度の達成見通しは、達成できるよう予算措置をし、取り組んでいる。マニフェスト全体では計測しやすいように、目標数字を掲げている。どの程度達成できているか、点検しなければならないと思っているが、もう少し時間がたってからやっていきたい。(結局、現状では進捗率を把握していない)

A3 新しい雇用状況は平成15年度も平成16年度も具体的に推測していない。答弁の中で示した諸政策を実行し取り組みを進める。(その達成状況を県民が一番知りたいと思っているのに答えていない)

A4 財政構造改革プランの見直しは、歳出削減努力を200億円上積みしてやることで、その意味ではプランの中味は変わっている。目標を掲げているが、それを今の段階で改めるのか取り下げるのかは留々いっているように、不確定要因。さらに努力すべき点もあるので、現時点では、これを変えるということは、まだ申し上げられない。

A5 雇用対策本部の1年間の取り組みは答弁のとおり。新年度もそれを踏襲し、さらに新しい物を加えていく。(1年間の取り組みについて答弁していない)政策会議は重要。トップ会談という形ではやってないが、話合いはしている。今後も、意見交換、情報交換で相互に連携、協力して進めていく。

A6 県立病院問題は答弁したとおり。(関係条例の提案時期等を答えていない)

A7 大ヶ原の産廃問題は、控訴され、確定していない。この裁判は民事で争われており、県の許可との関係とは別の問題。民事は、当事者の具体的な答弁能力が裁判上の心証を形成していることがある。(早期解決への決意が見えない)

A8 福間町の、紛争予防条例に基づく調定が守られない場合及び、法的拘束力の問題については、二つの意味がある。一つは廃掃法上の許可要件があり、これを条例と直接関連させる訳にはいかない。また、条例上の強制力は設けておらず、罰則はないが協定は環境を整えた当事者間の契約。これに違反した場合は厳格に云えば民事上の約束違反となると理解している。(問題が発生すれば、条例では事実上解決できないと云っている)

A9 筑紫野市の許可違反の累積は答弁のとおり。(答弁になってない)

また、許可区域の不法投棄は、確かに市は推計して指摘しているが、どこまでやっているかは、まず現在の過積を是正させ、その後、正確な調査をする。(筑紫野市の具体的な指摘を回避している)

A10 筑穂町には、データも公開し、積極的に説明した。(それで不十分だから、再度の説明会の開催を求めている)

A11 訴訟が行われることは非常に残念。もっと、きちんと我々のもとで関係者が理解し、協力し、納得することが行政として当然の目標。そうしたいと考えている。もっとしっかりした行政をやっていくことを努力したい。

予算特別委員会

本会議開会中の3月16日から6日間の日程で、平成16年度福岡県一般会計予算などを審議する、31名で構成する予算特別委員会が開催され、次の3点を中心に執行部の対応を質しました。

1. 資源循環促進税(環境税)の早期実施について

地方分権一括法により、地方の課税権が拡大し、本県でも3年前から導入に取り組んでいるが、産廃が広域に移動することから、九州各県同時実施を目指している環境税について、「各県の産業構造や環境税に対する認識に差がある現状では、同時に一斉実施は無理、また、同時に取り組んだ北九州市は昨年10月に実施しており、本県だけでも先行実施すべき」と指摘。この結果、平成16年度中の条例化と平成17年度には単独でも実施することが答弁で示されました。

2. 廃家電の横流し等の防止について

廃家電のリサイクル推進と不法投棄防止を目的に家電リサイクル法が施行されて3年。この間、全国で01年855万台、02年1,015万台が回収されるなど法律の目的に沿って成果が達成されつつあった今年2月、本県の家電量販店2社が回収した廃家電が不法に横流しされ、北朝鮮などに密輸出されている可能性があることが発覚しました。この法律は、リサイクル料金とメーカーの指定引取場所までの収集運搬料金を排出者である消費者が負担することによって成立しています。従って、今回の事件は、消費者に対する背信行為です。こうした事件の場合、法律そのものは国が所管し、県が関与できる部分はわずかですが、私は廃家電を指定引取場所に運ぶ際、小売店が自ら運搬する以外は県などが許可している廃掃法の「収集・運搬業の許可」を持った事業者にしか委託ができない点に着目。「これらの事業者に対する家電リサイクル法に基づく委託業務の徹底指導と啓発により、廃家電の横流しを防止すべきだ」として、麻生知事の見解を質しました。知事は「平成16年度から年間約700社に対して行っている立入検査時や、各ブロック毎に実施している事業者(約2,800社)に対する講習会において啓発指導を徹底すること」を約束しました。

3. 県警察の裏金問題について

私の代表質問(3月4日)が終わった翌3月5日、県警の元警部補が「在職中に捜査費などから裏金を作っていた」と証言し、県民に大きな衝撃を与えました。この問題は3月8日の県議会警察常任委員会で報告され、県警の内部調査チームによる調査を行い、4月20日に中間報告が出されました。私も、警察自らの手による真相究明とそれによる県民の納得、信頼の回復を期待し、その時点で、聞いておきたいいくつかの点について質しました。

主な点は、①平成14年度まで一貫して続いている検挙率低下は、こうした問題で、現場の士気が低下しているからではないのか②県公安委員会のこの問題に対する「監察指示」等の対応について③調査チームは問題が指摘された銃器課だけを調査しているが、他の部署はやらないのか。

私の質問に対し①は犯罪認知件数の大幅増加による相対的検挙率の低下②は調査結果次第では、公安委員会の監察指示もあり得る③当面は指摘されている銃器課だけを調査したい、と答弁しました。結局は、4月20日の中間報告次第ということでしたが、その中間報告では①銃器課捜査費の5割が使途不明②警察本部長をトップとする調査委員会の設置③県警全部署に調査拡大、それによりさらに全容解明を進めるというものでした。私が指摘した、県公安委員会により警察法に基づく監察指示も出されました。今後も真相の徹底した解明を進めていく必要があります。

PHOTO GRAFFI

吉村敏男

福岡県政クラブ タイ経済事情視察



△バンコク・ジェトロにて団長としてあいさつ



△2004年3月定例県議会街頭活動報告(通算612回となりました)



△バンコク・ジェトロにて



△タイ商務省輸出振興局リンチャイ副長官と

吉村敏男は
大久保勉さんを応援します。



大久保 勉

民主党福岡県連副代表
参議院選挙区第2総支部代表

おおくぼ つとむ

1961年3月11日久留米市生まれ(43歳)

1979年3月 福岡県立明善高等学校 卒業

1984年3月 京都大学経済学部 卒業

1984年4月 東京銀行(現東京三菱銀行) 入行

1994年1月 同行 退行(最終職歴:ニューヨーク支店長代理)

1994年2月 モルガン・スタンレー証券会社 入社

2004年1月 同社 退社(最終職歴:マネージング・ディレクター)

経済再生 はまちの元気から

農林水産業 活性化による豊かな社会の実現

福岡 の元気は日本の元気

高速道路 無料化でくらしの一新
自立 した社会の創出

アジア・世界 から尊敬される国づくり